

○三上会計課長 それでは、定刻になりましたので、議題の2つ目でございます「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」に入らせていただきます。

御出席いただいている外部有識者の先生方に入れかわりがございます。議題1で御参加いただきました今井先生にかわりまして、議題2では新潟大学法学部教授、南島和久先生に御参加いただきます。御紹介申し上げます。

進め方につきましては、議題1と同様でございますので、省略いたしますけれども、まず冒頭に所管部局からの説明、それから、事務局からの事業選定の視点及び論点の提示、その後、皆様方による質疑、議論ということでございます。質疑までで50分程度ということで、最後の10分程度は評価結果、コメントの御議論をいただきたいと考えております。15時20分ぐらいの段階で、私からシートへの御記入をお願いしますと申し上げますけれども、目標としては、石堂先生のコメントの取りまとめなどもございますので、3時25分ぐらいにシートを御提出いただくと大変ありがたく存じます。

それでは、早速でございますけれども、事業所管部局から5分程度で事業説明をお願いいたします。長くなる傾向があるようですので、5分で説明いただいて、あと足りない部分は質疑応答の中で補っていただくということを基本にお願いします。よろしく申し上げます。

○相川参事官 内閣府で子供の貧困対策担当の参事官をしております相川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）」について御説明いたします。お手元の行政レビューシート、及び参考として資料1から11までつけておりますので、適宜参照していただきながら御説明をしたいと思います。

まず、子供の貧困というテーマでございますが、レビューシートの根拠法令等でございますように「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年にできまして、この法律に従いまして、内閣府に新たな事務として加わった事務でございます。内閣府は、子供の貧困対策に関する大綱の策定及び推進に関する事務を所掌しております。法律の概要は資料1につけております。

具体的には、子供の貧困対策に関する大綱において政府のさまざまな施策が規定されております。そちらは資料3に添付しておりますけれども、子供の貧困対策を総合的に推進していくためには、教育、福祉など地域における多様な関係者の連携、協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策をする必要があります、そのために地域の実情を踏まえた自治体の取り組みを支援する必要があるということがこの大綱において位置づけられているところでございます。

この事業交付金につきましては、こうした目的を持って創設されたものでございますが、事業の目的、概要につきましては、レビューシートが細かい字ですので、7ページ以降の資料6から御説明したいと思っております。

まず、今回の事業を説明する前段として、子供の貧困対策の基本理念は、ここに掲げておりますとおり「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること」、目的としましては「貧困の世代間連鎖の解消」ということでございます。そのために、子供たちが健やかに育成される環境を整備する。教育の機会均等を図っていくということでございます。

あわせて大綱では、この施策を積極的な人材育成策と位置づけておりまして「国民一人一人が輝きをもってそれぞれの人生を送っていけるようにする」「一人一人の活躍により活力ある日本社会を創造していく」ということを掲げているところでございます。

子供の貧困の特徴といたしまして、一つありますのは、その実態が非常に見えにくく、捉えづらいということでございます。また、貧困の状況によるさまざまな不利を背負うだけではなくて、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう、こういった性格がございます。

右側に絵を描いておりますけれども、いろんな生活習慣の欠如、学習意欲の欠如、自己肯定感の低下、さまざまな要素が複合して貧困の連鎖の要因になっていくことを私たちは捉える必要があると認識しております。

世帯の経済状況のみならず、教育や生育環境など子供たちを取り巻く状況を多面的に把握した上で、地域の実情に即した効果的な施策が講じられることが必要である。また、教育、福祉を初めとする関係行政機関、NPO等の多様な関係者が連携して取り組むことが重要であるという認識に立っております。そこで、支援施策に加えて、地域の実情を踏まえた、地域を基盤としたネットワークの整備、活用等の自治体の取り組みの支援が必要であるということでございます。

8ページは、政府が実施する主な子供の貧困対策を書いております。大綱の中でも大きく、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的な支援という4つの分野に分けております。教育の支援では、幼児教育の段階的無償化、就学援助の充実を初め、奨学金制度、さまざまな居場所づくり、こういった国の施策が講じられております。

教育の支援について言えば、主として文部科学省、その他の生活の支援、保護者に対する就労の支援については主として厚生労働省が主管となったさまざまな施策が講じられるわけですが、いずれも、一部を除きましては、地方自治体が主体となってこの事業を実施していくということでございます。子供、家庭に支援を届けるために必要なことがあるというふうに私どもとしては考えているわけでございます。

9ページでございます。今まで申し上げてきましたように、貧困というものが非常に見えにくく、また、社会的に孤立しやすいということがあろうかと思えます。基本的に、厚生労働省や文部科学省が制度を企画し予算を確保した施策は、自治体がさまざまな施策や事業と組み合わせる形で実施していきます。これをより効果的に子供たち、家庭に届けるために、一つは、子供たちに寄り添い支援するNPO等の役割が非常に重要であるということでございます。もう一つは、関係者が連携した取り組みが必要であるということござい

ます。地域ネットワークの整備・活用をきちんとやっていかなければこの支援の流れが子供たちに届いていけないということでございます。

内閣府では、自治体が地域ネットワークを整備・活用するための支援としてこの交付金を創設しております。また、あわせてNPOなど公益法人の草の根の活動、こういったものを活性化させていく必要があります。そのために、子供の未来応援国民運動ということで、子ども民間の寄附等を募りまして基金を立ち上げさせていただいております。こちらを通じてNPOの支援を積極的に行っているところでございます。

10ページは、連携体制はどういったものかということでございます。各地方公共団体の連携体制の整備ですが、具体的には、各機関等の連携、制度・事業の組み合わせの核となる司令塔（コーディネーター）の配置が行われます。NPO、そういった組織の代表が務めることが多くございますけれども、そういう方が福祉部門、教育部門、NPO等のつなぎになって、あるいは自治体によっては直接、個別訪問を行うなどして、子供たちに支援を届けていくための連携体制をつくる、こういうことでございます。

こういった背景でできている交付金でございますけれども、具体的な制度については資料7に書いていますとおりでございます。レビューシートにもありますが、この事業の目的に3つの段階の「つなぎ」を掲げております。子供の発達、成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育、福祉を初めとする関係施策を「つなぎ」、関係機関を「つなぐ」ということでございます。

また、事業の概要については3段階に分けております。1つ目は地域における実態の把握、2つ目は地域ネットワークの形成、3つ目が地域の資源を生かした先行的なモデル事業の実施ということでございます。

レビューシートに戻りまして、予算額・執行額を書いておりますけれども、平成27年度補正予算で約24億円、28年度補正予算で約10億円の予算を計上しております。28年度補正については繰り越しまして、29年度において執行中でございます。27年度補正予算につきましては、繰り越した28年度に執行しておりますけれども、執行率が8%と低調でございます。この点については後ほど御説明いたします。

次のページ、アウトカムについてでございますけれども、この事業の主たる目的は、地方自治体において子供の貧困のために連携体制をつくっていただくということでございます。

その意味で、アウトカムの2つ目に書いておりますけれども、具体的な連携体制整備を実施した自治体数を指標として従来から掲げております。加えまして、今回、実態調査についての指標ということで、実態調査を実施した地方自治体のうち、それを反映して整備計画の策定、あるいは連携体制の整備などの子供の貧困施策を実施または着手した地方自治体数を把握して、成果指標にしたいと思っております。単に実態調査をして終わるのではなくて、具体的な施策にそれを反映するべく着手している、実施しているということでございます。

3番目でございますけれども、モデル事業の指標といたしまして、モデル事業を行った地方自治体のうち、翌年度も当該事業を継続して実施した地方自治体数を掲げております。基本的にこの交付金については初年度立ち上げ時の支援ということになりますので、続けて次の年も実施していただくことが一つの成果ということで掲げているところでございます。

指標については以上でございます。

次のページ、事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているかという点でございます。これは今、御説明したとおりでございますが、地方自治体の取り組みの支援については全国知事会からも事業継続の要望を受けているところでございまして、24ページの資料12に添付させていただいております。

また、先ほど御説明した中で、不用率が大きい点でございます。不用率が大きい理由でございますけれども、一つは、地方自治体における子供の貧困対策はいまだ緒についたばかりということで、準備が整わなかった状況も当初見られたということ、それから、実態調査、計画策定、連携体制の整備、モデル事業と段階を追ってやっていく必要があるのですけれども、これが負担になったと考えられます。また、本交付金事業の出発点となる実態調査をどのようにして行ったらいいのか、どのような項目で実施すればいいのか、わからないという自治体が少なくなかった、こういった原因がありまして不用率が大きくなったと私ども分析しております。

これについての改善方法でございますけれども、レビューシートに改善の方向性を掲げております。13ページにも資料8をつけております。今、申し上げた不用率の点については、段階を追って行う必要があるという点について、必ずしもセットで行うのではなくて、既に行っているものがあればそれを活用してやっていただくという形で要件を弾力化いたしました。また、実態調査の調査項目の具体的事例も私どもで公表いたしております。連携体制の整備、先行的なモデル事業についても事例集を公表して、自治体に周知いたしております。このほか、都道府県で説明会を開催いただける場合に職員の派遣等の協力を行っているところでございます。

こうしたところで、今、積極的な活用策が進んできておりまして、27年度補正予算分交付決定は79件、交付額約2億円でしたが、28年度補正予算交付決定分については既に113件、交付決定額が約2億2,000万円という形になっておりまして、交付金の活用実績は向上しております。28年度補正、29年度は始まったばかりでございますので、今後2回ほど交付募集をしたいと思っておりますが、実績はさらに伸びていくものと思っております。

○三上会計課長 予定の時間を超えているので、一旦ここで切ってもらって、後は質疑応答の中でお願いします。

○相川参事官 説明は以上でございます。

○三上会計課長 それでは、当該事業を取り上げました視点でございますけれども、こちらは事業規模が大きい、また、政策の優先度も高いということですから、有識者会合にお

ける議論を踏まえまして、対象事業として選定されたものでございます。

御議論いただくべき論点といたしまして、成果目標の設定あるいは効果検証が適切に行われているか、事業の執行率は先ほど低いという説明がありましたけれども、地方公共団体のニーズに合っているかといったあたりが論点になろうかと考えます。

それでは、質疑、議論に入りたいと思います。おおむね15時半までと考えておりますので、どなたからでも御意見を、亀井先生、お願いします。

○亀井先生 この事業は社会としてやっていかなければいけないのはそのとおりですし、一方で、地域社会も含めて、あるいは自治体も含めて、あるいは政府も含めて、旧来の価値観を変えていかなければいけない、個人の責任に帰するものであるというような価値観を変えていかなければいけないという点では、極めて重要な事業だと思います。ただ、いろいろ事業を見せていただきましたが、この事業は私は違うと思います。端的に後で幾つか申し上げますけれども、まず、調査のところについてお話をさせてください。

この交付金を使ってだと思えるのですけれども、うまくできたところとできていなかったところを各地見てまいりました。例えば、東京都、宮崎県日南市、宮崎県日向市、ここは大変よく調査結果ができていて、それはなぜかと言えば、例えば東京都については首都大学東京の阿部先生、日南市については大谷大学の志賀先生、日向市についてはLiving in Peaceという長年社会的養護の問題に取り組んできたNPO、つまり、子供の貧困問題に大変長く丁寧に取り組んできた研究者なりNPOなりと一緒にできたからだと思います。

一方で、ほかの自治体はどうだったかというところで幾つか聞いてみたところ、出てきたのは、そもそもうまく回収できなかった、本来回収すべき非常に厳しい状態に置かれた子供の家庭から特に回収できなかった、あるいは調査票の共有というような形がありましたけれども、そもそもそれをどう分析したらいいかわからないという自治体の声も聞かれていて、ここは率直に申し上げて、大きく二分していると思っています。

もし調査してこの交付金が全部使われたとすると、各自治体、全体で3分の1程度ができるのではないかということ想定してというお話がありました。もちろん地域差はあるかもしれませんが、例えば都市型、地方型とか、サポートできるNPOがあるとかないとか、多分幾つかの形はあるのだと思いますが、もちろん貧困の形はさまざまあるけれども、この調査をきちんと行わなければいけないという点では、拠点を絞って、あるべき体制を整えてきちんと調査を行うところに限ってお金を出すということで、まず全国的な状況を把握し、その上で具体的な施策を明らかにしていくというプロセスを当然踏むべきだと思います。今のような、ある種どこでもいいからやってくださいというようなお金の使い方に見えるところは、かえって子供の貧困の実態を見えなくさせてしまうのではないかと懸念するのですが、この点はいかがでしょうか。

○相川参事官 御指摘のとおり、実態調査の状況につきましては、大学の先生とか、そういった貧困の研究に取り組んでいる先生とうまく組んでやっているところについては、分析にたえるすぐれた結果、私どもとしても参考になるものを挙げているところもあれば、

そうではないところもあるのかもしれませんが。

一つありますのは、子供の貧困という行政なのですけれども、これは私たち全ての地域においてある問題だと思っております。したがって、全ての自治体において取り組む必要がある、今の社会における大きなテーマだと認識しております。そこのところについて先進的な自治体においては本当に熱意を持ってきちっと体制を整えて取り組んでいただいております。しかし、子供の貧困というテーマ設定がまだまだ新しいので、そこにまで至らない自治体があるというのが実態なのだろうと思います。

私どもとしては、全ての子供が夢を諦めないで実現していくことをやっていくためには、やはり全ての自治体にこの問題を取り上げていただく必要があると思っております。そこで、できるだけ多くの自治体にこういった子供の貧困に向けての取り組み体制をつくっていただくことが大事なことではないかと思っております。

○亀井先生 それはおっしゃるとおりだと思います。特に関心がない、もっと言えば旧来の価値観で、それは個人の責任の問題であるという形で、ある種、貧困の連鎖に介入できない地域社会はたくさんあるわけで、これはこれでまさに価値観を変えていかなければいけないのだと思います。ただ、だからといって、調査のお金をやみくもに配って、体制も整わない形でアンケートを郵送で発送し、回収されないまま、結局これは何なのだというような形になってしまうのは本末転倒だと思いますので、やはり調査のあり方についてはかなり抜本的に見直さなければいけないのではないかと思います。

一方で、こういう緩いお金の配り方をするから出てきているのではないかと思うのですが、私は今、市町村にいろいろとお話を伺う中で、ある県でこういう話がありました。県のほうで、知事とゆるキャラで連携体制をこれから構築するに当たっての発足式を開きましょう、ついては、おたくの市町村のゆるキャラを貸してくださいという形で県下の市町村に声をかけているらしいのです。これにまさかこのお金が使われるとは思っていませんけれども、これは政治的パフォーマンスにしか見えない。本当に苦しんでいる子供、例えばこの夏休み、御飯が食べられなくなってしまうというような喫緊の課題がある子供が現にいる中で、実際にその県では亡くなった子供もいるわけですが、そういうところにおいてこういう緩い政策が許されてしまうというのは、緩い政策設計をされる内閣府の責任も大きいのではないかと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

○相川参事官 決して緩い施策をやっているということではないと思っております。自治体の執行に当たっては、きちっと使用費目をチェックした上で支出しているということでございます。例えば一時的なイベントとか、そういったものをやることに対してこの交付金を使っていただくということにはなっておりません。

○亀井先生 交付金がどうだということを申し上げているのではなくて、私が緩いと申し上げているのは、監査的にどうだとかいうこと、あるいは適正性がどうだということを問うているのではなくて、子供の貧困というのは極めて深刻な問題だと思うのです。きょうだってわからない、そういうことが実際に起きているわけです。私は個人的にそういうこ

とにかかわってきましたが、申しわけないけれども、政治的なパフォーマンスが許されるようなことはおかしいのではないか。例えば、市町村の担当者が県の担当者に対してそういうふうに申し上げたところ、県の担当者は黙ってしまったそうであります。

もう一回申し上げますけれども、実態をより正確に把握するというのが一つの目的であるならば、1,700の全ての自治体に対してお金をやみくもに配るのではなくて、きちんと子供の貧困の状態をわかっている人とともに市町村の担当者が一緒になって取り組んでいくという体制が整っているところに限ってお金を渡すという厳格な体制が必要なのではないかと申し上げているだけです。

○三上会計課長 石堂先生。

○石堂先生 個別の事業の中身より、やはり予算の不用が大きいというところが非常に気になるわけです。ここ3年を見ると、要するに、2年繰り越しできないから流してしまった予算がありますけれども、トータルで国としては40億近く予算を用意して、2億使って、後は10億近く繰り越している。29年度繰り越しを全部消化したにしても40億のうち12億しか実績は上がらないという状況なのです。

その理由としては、自治体の準備が整わない、交付申請がおくれているとか挙がっているのですけれども、内閣府の捉え方としては、おくれなのだから、そのうち全部、その40億相当のものは次に出てくるのだと考えているのかと思いますが、一面、29年度は当初予算ゼロなのです。そうすると、何となく予算の数字だけ追っていくと、施策全体が腰砕けしたのではないかという印象も受けるのです。その辺の内閣府の感触をお伺いしたいと思います。

○相川参事官 先ほど申し上げましたように、この交付金の申請自治体の数、申請の額も伸びてきておりますので、まさに加速度的にこうした取り組みが広がっていくものと私どもとしては考えております。

○石堂先生 どんどん出てくるときに、29年度、10億ぐらいの財源ということですが、それだけあれば十分だという感じですか。

○相川参事官 そうです。予算につきましては、やはり執行実績を見据えてということにはなってきますけれども、現在、28年度補正予算については10億円ということで執行させていただいているということでございます。これについては実績を踏まえた額の確保ということでございます。

○三上会計課長 中室先生、いいですか。

○中室先生 亀井先生がおっしゃったことを繰り返すのはあれですので、私も亀井先生がおっしゃったことに100%同意いたします。その上で、子供の貧困というのは国が取り組まなければならない最も優先すべき事項だと考えますが、この交付金が子供の貧困を解決するための支出になり得るとはとても考えられません。その理由としましては、まず、全部でやったほうが良いということをおっしゃいましたが、私はそのようには全く思いません。なぜかといいますと、現在、子供の貧困というのは地域によって、学校によって

かなり偏在しています。

具体的な例で申しますと、私が今、受託して研究している埼玉県の場合、公立の小中学校で就学援助率が一番低いところで0.3%、一番高いところで51%です。このような状況を考えますと、もちろん子供の貧困という状況がゼロになるのが最も望ましい状況とは考えますが、就学援助率が0.3%の学校にまで国が介入するよりは、51%のところにより多くの資源を投入して格差を縮小していくというような資源配分を行うべきであろう、その優先順位を内閣府がつけることなく全てでやりますというのは、明らかに政策の選択と集中ということが行われていないのではないかと考えられます。

2つ目に、私も子供の貧困関連の調査をしていていつも感じるのが、11ページの資料7のところにあります発達・成長段階に応じて切れ目なくつなぐことが重要だろう、教育、福祉を初めとする関係施策をつなぐことが重要だろう、このように考えますが、この地域ネットワークの構築を通じてなぜこのことが可能になるのかということをご教示いただきたいと思っております。

すなわち、現状は、ほとんどの自治体においては官民データ活用推進基本法があるにもかかわらず、福祉と教育の間での情報交換というのはほとんど行われていません。このため、教育委員会は、例えば子供の学力調査や生活態度についての情報は持っている、生活保護だったり、就学援助だったり、その子供たちが就学前にどういった福祉の状況にあったかなどという情報はほとんど持ち合わせていないわけです。そのような行政上の縦割りの問題を抱えながら、NPOや自治会などの地域の人たちにそれを丸投げしてその問題が解決されるのかということ、到底そんなふうには思えない。もっとその前に行政上の縦割りをきちんと解消する必要があるわけですが、この資金を通じてなぜそれが可能になるとお考えになるのかということがわからない。

さらには、この成果目標、アウトカムでございませうけれども、このアウトカムは一体どういうことを具体的に意味しているのでしょうか。例えば「地方自治体による具体的な連携体制整備の実施」とありますけれども、質量ともにこのアウトカムでは、本当にこの事業の中で達成したい子供の貧困が減少したのかどうかということがわからないのではないかと感じますので、もう少し具体的なアウトカムを設定していただかないといけないのではないかと感じました。

亀井先生がおっしゃったことと重なってしまうかもしれませんが、最後に私も調査のことについてつけ加えさせていただきます。私も個人的にこの事業の交付金を使って調査した自治体についてヒアリングをかけましたけれども、やはりほとんどの自治体でその調査に関しては極めて不完全なものとなっていると言わざるを得ないと思っております。もちろん実態調査は必要ですが、回収率が非常に低い実態調査で、最も調査の対象となるべき人が全て抜け落ちているような調査をもとに施策をつくってしまうと、大いに間違った施策になってしまう可能性が高いと思っております。

さらには、実態調査をやって、そこから何をやるかということについては、やはり慎重



にならざるを得ない部分もあります。例えば貧困の子供たちは学力が低いということがわかっていて、貧困の子供たちは朝御飯を食べていなかったり、あるいは生活習慣が非常に不安定であるということがわかったとして、では学校で毎日、朝御飯を出すようになったらその子供たちの学力が改善するののかということ、それは絶対に違うと思うのです。実態調査は非常に重要ですが、それをどのように利用して施策につなげていくのかということをおそらくほとんどの自治体は理解されていないのではないかと思いますので、その実態調査を政策につなげていくところまでやはりきちんとしていく必要があるのではないかと感じました。

○三上会計課長 何かコメントはありますか。

○相川参事官 まず、全ての自治体にある問題であるということは、私どもも思っておりますが、ただ、地域においていろんなニーズが偏在しているというのもまた事実であろうと思います。

今回の調査については、まさにどういった地区でどういった問題があるか、把握することに取り組んでおられる自治体もごさいます。私どもはできるだけ施策につながるような実態調査をしていただきたいということで各自治体にもお願いしているところでございます。

確かに、こういった実態調査は、所得の状況、そういったこともお伺いする場合がありますので、回収率に課題があるという面はございます。そのために、教育委員会の協力を得て学校を経由して配布するとか、そういった工夫をされている自治体もごさいます。

他方で、調査の自由記入欄を見ますと、私たちの声を初めて聞いてもらえたとか、ぜひこれを施策に活かしてほしいといったことを書いていただいている方もおられます。

自治体で子供の貧困というテーマを立てて施策に取り組んでいくためには、いろんな壁があると思います。縦割りの壁、個人情報壁、そういったところを乗り越えていくためには、やはり自治体の首長のリーダーシップも必要なのですけれども、町全体、市全体で取り組む体制を整え、個人情報云々についてもルール、仕組みというものをつくっていくことが必ず必要だと思っております。そのためには、自分たちの町にどれだけの問題がどういうふうにあるのか、子供たちの実態はどうなのか、知ることが大事なのだと思います。必ずしもきちとした要因分析につながっていくところまでいかないかもしれませんが、そういう声、必ずしも実態が届かないということはないのではないかと、20%とか、そういった回収率のところでも、子供たちの声、家族の声というのは届いているのだと私は思いますので、そういったものが町としての施策につながっていくと思います。

○三上会計課長 赤井先生、お願いします。

○赤井先生 もちろんうまくいっている自治体も少しはありますし、声は届いているかもしれませんが、やはり費用対効果の問題で、内閣府の皆さんも時間と労力を使ってこういう設計をされる割には、執行率が数%であるとか、先ほどの意見もありました

が、コストをかけてやる割には捉えられる問題点が相対的に少ないのではないかということで、ゼロと言っているわけではないと思うのです。

そうだとすれば、ほかの方法があるのではないかというところの議論があって、例えば4分の3補助しているということは、4分の1のコストで済むわけですね。それにもかかわらず、ここには手を挙げないということは、その4分の1のお金をこの事業で使うよりは別に使ったほうが自治体としては効果があると考えているわけです。そういう意味では、コストが、例えばアンケートに100万円かかるところを25万円でできると思っても、それに見合うだけの成果が見られないと自治体が考えているからこそ応募していないということになります。もちろん自治体が本当の効果をおぼえていないかもしれないですけども、真に自治体に25万円も使って25万円以上の効果を上げられるだけの、実際は100万円かかっているわけですが、それだけの確かな自信がないのは、間違っているかもしれないけれども、実際そうなので、先ほどありましたような成功する例はそこに専門家がいたりかなので、この制度というよりは、そういう自信を持たせるためにどうすればいいのか、それはお金だけの問題ではなくて、もうちょっと違ったところから人材育成に向けるとか、何かそういうようなところが重要なのかなど、抜本的な制度の問題があるのではないかと思います。質問ではなく意見です。

○三上会計課長 山谷先生、よろしいですか。

○山谷先生 大体、総論が出そろいましたので、各論の話にまわります。レビューシートの2ページ目の真ん中あたりに「成果目標及び成果実績（アウトカム）」という欄があります。モデル事業の継続的实施というものが定量的な成果目標になっていまして、指標は、モデル事業を行った地方自治体のうち、翌年度も当該事業を継続した地方自治体、29年度が目標値が6と書いてあるのですが、つまり、モデル事業をやるのがすごくいい成果が出ているということになると読めるわけですね。この場合、具体的にモデル事業というのはどういうものなのか、教えていただきたいのです。

○相川参事官 具体例としては、資料の後ろのほうに実例という形でつけております。モデル事業の例としまして、例えば20ページ、神奈川県横浜市の例でございますけれども、こういったさまざまなNPOの、例えば子ども食堂など立ち上げる際に、相談、支援をするための事業を立ち上げるというところもあります。それから、コーディネーターを中心に子供の居場所をつくって、モデル的に居場所事業を行うというようなこともございます。

基本的にこの交付金を使って支援するのは、初年度立ち上げ時の支援です。モデル事業については2分の1の支援です。翌年度以降については、その価値があると認めた自治体において費用を用意して続けていただく必要があります。したがって、この連携体制を整備して、モデル事業を実施して、さらに翌年以降も続けていく価値があるものを生み出すことができたということをもって一つ意味のあるものであったということが言えるのではないかと私どもは考えます。

他方で、中室先生からも御指摘がありましたけれども、子供の貧困対策がそれでどれだ

けよくなっているのか把握できないかという問題も確かにあるかと思いますが。子供の貧困対策を打つ上で、進学率であるとか、いろんな指標を把握していく必要があると思っ  
ているのですけれども、これだけの施策ではなくていろんな要素が複合的に絡み合います。  
私たちのこの事業は、そういった施策がより効果を発揮するためにベースとして必要だ  
ということで、今、支援しているのですけれども、この事業で直接的にすぐ何らかの目標  
が達成できるということではないと思いますので、長期的なアウトカムとはちょっと違っ  
た設定にならざるを得ないと考えているところです。

○山谷先生 今のお話を伺って、また質問なのですが、例えば、横浜市の例がモデル事業  
として取り上げられていて、交付金とか補助金を申請するほうの頭からすると、こうい  
ふふうにつくればもらえるのだと思ってしまうですね。

他方、レビューシートの3枚目の点検・改善結果のところ、交付要件を弾力化する、  
こういう条件が出てくる。そうすると、なるほど、こういうものをつくって、見てみたら  
交付要件も弾力化されているから、もらえる可能性がある、こういう感じになってきま  
すと、先ほどから出てくる話なのですが、子供の貧困云々かんぬんよりは、補助金をとりに  
いって何かいろんなことをしようと、そっちのほうに頭が行ってしまっ、どうも本来の  
目的が回らなくなるのではないかという気がするのですが、いかがですか。

○相川参事官 私どもこの交付金事業の中核は、やはり連携の仕組みをつくっていただく  
ことだと思っています。そこと乖離した、例えば、先ほど話題にもなりましたいろんなイ  
ベント、そういうものを企画されたとしても採用することはできないと思っています。あ  
くまでも自治体として子供の貧困に総合的に取り組むための体制をつくっていただく、そ  
して、その体制を活用して事業を始める場合に、その初年度について半分の支援をいたし  
ます、こういうことをございますので、何かイベントとか一過性のもではない。

○山谷先生 一言だけいいですか。ちゃんとやっているかどうかをどうやって確認しま  
すか。

○児玉企画調整官 企画調整官をしております児玉と申します。

モデル事業についてちゃんとやっているかどうかというところの御質問だと理解いたし  
ましたけれども、モデル事業について立ち上げだけ支援するというのは、そこに意味があ  
ると思っております。要は、きちんとその事業をやって、その事業がきちんとしたもので  
あれば、2年目以降は地方自治体100%のお金でやっていただく必要がある。ということは、  
いわゆるイベントがそれに当たるかどうかわかりませんが、変なものを交付金でモ  
デル事業としてやっても、それは翌年にはつながらず、恐らくその年だけで終わってしま  
う。なぜならば、それこそ、今、御指摘があったように、とりあえず国からお金がもら  
えるからやってみようか、では1年やっておけばいいかということになるのではないか。そ  
うではなくて、次の年も国からの交付金による支援なしで実施したということは、それは  
意味がある事業であったのであろうということで、複数年度でそのモデル事業に対して立  
ち上げ以外のところに出る仕組みになっておりませんから、短期的なアウトカムというこ

とであろうと思いますけれども、そこは意味があるのではないかと判断いたしました次第です。  
○三上会計課長 それでは、評価シートのほうに書き込みを始めていただければと思います。

亀井先生の後、南島先生でよろしいですか。

○亀井先生 今のお話の関連なのですが、連携体制の構築が目的化しているような気がします。子供の貧困の問題は、これは御専門でしょうからよく御存じだと思いますけれども、お釈迦様に説法ですが、例えば自己肯定感が相対的に低くなってしまおうという問題がある。では、これが連携体制で改善できるのかというと、ここにロジックモデルをつくることはできないですね。

例えば自己肯定感が低い、これは家庭で構築することができないということであれば、多分、学校なり友だちなり、そういったところが変わっていくはずで、教員の指導の従来 of 枠組みが変わっていくという形で、文科省の指導要領が変わっていくとか、あるいは家庭的養護から社会的養護にシフトするのと同じように、学校はそこまでやらなくていいというふうに従来 of 古い先生たちは思っているかもしれないけれども、むしろクラス運営をするときに、友情だとか、友だちが支えるとか、褒めるとか、その有用性がより重要になっていくということを学校自体が認識していく、例えばその研修事業にお金を使われるとか、そういったことがむしろ大事なことであって、もともと内閣府のミッションは大綱をつくることですね。各省庁がそれぞれ分担管理のもとであるわけですから、それを文科省と調整していくとか、あるいは保育所を管理している厚労省と協議していくとか、そういった方向に向かうべきなのだと思うのですが、なぜこの連携体制の構築という一本足打法で次なる路線に進もうとするのか、そこがやや理解できないのですが、ここはいかがですか。

○相川参事官 この大綱を策定するときに、子供の貧困の法律をつくるためにいろいろ努力してきた民間団体の方あるいは研究者の方、そういった方からいろんな意見を伺いました。そのときに一つ御指摘いただいたのは、制度の網の目から抜け落ちていくアプローチ困難な子供にどう取り組むかというのは地域の力が必要だということです。そういう視点で、地域における子供の貧困に対するアンテナ、対応力を強化する必要があるという御指摘を受けまして、この大綱で自治体のそういった支援をしていこうということを位置づけているところでございます。

○亀井先生 それはそのとおりだと思うのですが、例えばNPOがつくれる都市部はいいですよ。地方においてはどういうふうにしようとお考えですか。

○相川参事官 NPOがないところについては、一つは、地域にある資源を使って取り組む方法を考える必要があると思いますけれども、他方で、NPOとか地域の取り組みというものを強化することもあわせてやっていく必要があると思っています。今、子ども食堂全国ツアーであるとか、いろんな民間の取り組みがされておりますけれども、私たちがいろんな国民運動の中で取り組んでいるのは、自治体レベルとか、町内会レベルでこういった

子ども食堂とか子供の居場所づくりに取り組もうという動きを積極的に応援してあげる。そして、自治体にそういった活動をきちっと認知してもらって連携してもらおうということが必要だと私たちは思っています。そういう意味で、自治体の支援と草の根の取り組みの活性化、この両方をやっていくというのが非常に大事だと認識しています。

○亀井先生 それはそのとおりなのですが、具体的に事業の設計とつながっていないように私は感じました。

○三上会計課長 南島先生、お願いします。

○南島先生 いろいろありがとうございました。自治体の側からしますと、ちょっと疑問に思った点ですけれども、自殺対策もやらなければいけない、消費者の相談も対応しないといけない。従来から民生委員や町内会もある。いろんなコミュニティーのネットワークというのはあるわけです。ここに子供の貧困対策でプラスアルファで体制整備をしてくださいということは、対応できる自治体はそうですけども、対応できない自治体も多々おられるのではないかと思います。それはコメントでございますが、質問は幾つかございます。

実態調査なのですが、これが一つの鍵、きょうの議論の一つのポイントになっていたわけですが、実態調査は厚生労働省や文部科学省のほうでは全く手をつけないということなのですか。子供の貧困対策ということについての実態調査ですが、内閣府のこのお金ではないと把握できないということですか。縦割りの中で多少役割分担というのはあり得るのかなと思ひまして、そこの連携というのもあり得るのかとも思います。

さらには、専門分野の先生、学識経験者の知見をかりる必要があるというお話だったかと思ひますけれども、その専門の先生、名前が上がった先生もおられました、そういう先生でないといけないということになりますと、専門分野も限られますね。内閣府では、専門性においてそういう先生方を紹介することが可能な体勢をとっておられるのか、ここはいかがでしょうか。

○児玉企画調整官 まず、自治体ごとの調査を文部科学省や厚生労働省でやっていないのかという意味では、全国レベルの調査、例えば母子家庭等調査、国民生活基礎調査がありますけれども、自治体レベルでは少なくとも今の時点で内閣府以外にあるとは承知していません。

それから、専門家の御紹介ということで、システムチックに内閣府から紹介しているという形は現在とっておきませんが、もちろん御相談いただければ、こういう先生がこのかいわいでは有名とかいうことを紹介させていただくことは、我々もそれなりに学識経験者の方とおつき合いがございますので、可能と思っております。

○南島先生 国の行政はやはり補完行政でありますし、内閣府の仕事としては、技術的な助言が可能な態勢をこういう事業を立てる以上はとっていただいたほうがいいのではないかと思います。

もう一つは評価です。文部科学省が取り組みをされている、厚生労働省が取り組みをさ

れている、その間のすき間の部分の一つは該当するというのでこの交付金を立てられた。取り組みが加速するのではないかとお考えになっているということですが、それ自体が非常に固定的な形ではなくて弾力化されている、こういうことであつたわけですが、このおかげで取り組みがこれくらい進んだということは言えますか、言えませんか。効果があるという説明ができますか、できませんか。ここはどうなのでしょう。

○相川参事官 実態調査をしていただいている市町村だけを見ましても150自治体に達しようとしています。ここが実態調査だけではなくて、その結果を踏まえて具体的な子供の貧困に対する取り組みの総合的な方針、計画というものを定めていきます。今まさにそういう段階です。ただ、やはりそういう総合的な体制をつくっていくのが不可欠だと思っておりますので、その効果をいろんな調査、分析していく必要があると私どもとしても思っています。

○南島先生 体制を強化していこうとする、通常予算にのせていくということだと思いますと、効果の説明ができないと厳しいのではないですか。そこはどうなのでしょう。説明が何らかの形で、好事例だけではなくて、こういう形ですということがある程度はつきり言えないと厳しいのではないですか。

○相川参事官 例えば、連携体制をつくってモデル事業までつくった、モデル事業で居場所をつくった、そういうところにいろんな境遇の子供に来てもらって、進学できるようになった、そういう意味での効果の把握は、既に上がってきているものもあります。

○南島先生 体制整備ができたということですね。

○相川参事官 はい。体制整備することによってこれだけのことができましたと。

○南島先生 要は、取り組みが加速して、世界ランキングでも結構ですけれども、相対的に貧困率の順位が改善される、そういうことがあるのかないのか、そういう話につなげていけるのかいけないのかということですね。

○相川参事官 私たちはこの事業を通して、子供の貧困の状況という、何か支援から漏れてしまう子供たちをつくってはいけないというところなのです。そこをやるためには、どうしてもそういった漏らさない仕組みづくりをやるというところで、それをどうはかっていくかは私たち課題としては理解できるのですけれども。

○南島先生 参事官のおっしゃっていることは非常によくわかりますし、御説明も非常に納得できるものですが、それをどう見せるかというところ、ここが課題なのかと思いました。

以上でございます。

○三上会計課長 石堂先生にコメントをお取りまとめいただきつつあるわけですが、まだ少し時間がかかるかと思えます。亀井先生、どうぞ。

○亀井先生 自治体にヒアリングしている中で出てきた話は、やはりこれの中核を担うのは保健師なのではないか。保健師の主なターゲットとしては、乳幼児検診、高齢者を見ているわけですが、ただ一方で、高齢者のほうが人数としては多いから、なかなかそ

ここまで手が回らない。あるいは乳幼児のところで手が回らない。貧困の兆し、あるいは家庭内に、いわゆる児相のお世話になるところまではいかないのだけれども、その兆しが見えるというところは彼らもつかんでいる。あるいは保育士もつかんでいる。学校の先生もそれぞれつかんでいるという中で、まさに情報のはざまの中で保健師が役所の中では中核になり得る可能性がある。

もう一方で、民間団体では社協なのだと思っていて、社協が従来は高齢者のことばかりやっていたのだけれども、そうではなく、社会として子供のほうに対応していく。NPOはないところもあるかもしれないけれども、社協はあるわけですね。

では、この供給をどうしていくかという話でいうと、例えばそういう試験をふやしていくとか、あるいは簡易的に都道府県が認める形でもいいから、保健師に準ずるような形の仕事ができるようにしていくとか、むしろそういう供給側のほうの対策が喫緊の課題ではないかという気がします。

NPOという一本足打法は、私もNPOにかかわっていますけれども、それだけが万能ではないし、連携拠点というのもそれだけが万能ではない。地域によってさまざまな形があるのだと思います。連携体制の構築は、確かに総論としてはそのとおりなのだけれども、では地域の実態に応じて何をするのか、あるいは学校からどうやって情報がとれるのか。もしかするとキーは、行政の中でそういう人員をどう配置していくか。採りたいけれども、首都圏だったら東京が給料がいいからみんな東京へ行ってしまったという話は聞くわけですね。という中で、内閣府としてはどういうふうに関係省庁と連携して、まさに実態的に核になる人材を持てるかどうか、

この支援金の状態だと、1年だけNPOの人にお金を出して、それでおしまいなわけですね。後は、さっきの話ではないけれども、うまくいけば続くし、そうでなかったら続かないみたいな話だと、それこそ、きょうどういう結論が出るかわかりませんが、この話は国が絶対にやらなければいけないし、社会の意識を変えていかなければいけないのです。これは相当大きなエネルギーが要るのです。相当それは政治が決断したと私は思っているのです。だとするならば、それを内閣府がきちんと執行部隊として進めていかないといけないわけで、そこはぜひあらゆる手段を考えていただく。一つの仮説にとらわれるのではなくて、そこはぜひお願いしたいと思います。

○相川参事官 ありがとうございます。今のお話を肝に銘じていきたいと思っておりますが、おっしゃるとおり、意識改革をしていくことは非常に大事だと思っております。

これは地域で起きている問題なので、自治体に対してアプローチを一生懸命やってきました。一方で、国民運動ということを生かしていただいて、官公民、一般国民を含めて、特に今、企業を含めてこの問題をきちっと認識してほしいということで、一生懸命活動をさせていただいております。

保健師の問題も出てきましたけれども、いろんな体制の拡充、例えば厚生労働省とかいろんな努力はしています。各地域でそういった体制を拡充していくという上においても、

地域にどういふニーズがあるかというエビデンスを固めていくことが必要な作業として出てくるのだと思います。そういった取り組みをしていく上での最初の取っかかりのお手伝いというのがこの交付金事業なのかと思っています。

○亀井先生 ただ、やはり制度設計が甘いから、とるべき数字がとれていないというのが現状だと率直に思います。そこは、本当に苦しい思いをしている子供がいるわけです。親だって、そうしたくないのにそうなってしまっていることもあるわけです。まさに大変厳しい現状だからこそ、それこそ厳しい認識で当たっていただきたいと思いますし、それは関係省庁と連携していただく皆さんのお仕事だと思います。

○児玉企画調整官 済みません。一応、念のため申し上げますと、NPOだけではないかという連携体制、もういいですか。

○亀井先生 それはわかっているからいいです。

○三上会計課長 もうお一方ぐらいいかがでしょうか。では、中室先生、お願いします。

○中室先生 繰り返しになってしまうかもしれないのですが、地方自治体の中で教育と福祉の間での連携がないという話はかなり根深い問題だと思います。その縦割りの問題をこの交付金でどうやって解決できるのかということがやはりわからなかったのです。福祉と教育の間でもっと情報がやりとりされればよくなることもあるだろうというのはみんな思っているのですが、それがこういう地域のネットワークを強化するという通じてできればいいと思いますが、これを通じてなぜそれが実現されるということがわからないのです。その点はいかがですか。

○相川参事官 単に連携してくださいというだけだと物事が進まないというのは、おっしゃるとおりだと思います。大きな問題が背景にあるのだと思いますけれども、その中で一歩進めていくために、この連携の中で一番核になるのは、コーディネーターという具体的にそういう間を取り持つ人を配置するという事で、そういった方を間に置いて、その方を中心に情報のつなぎをやっていく、そこで物事が進んでいくことがあるのではないかと。

○中室先生 私はやはりそれがおかしいと思っていて、なぜコーディネーターにそれをやらせるのかというか、そもそも行政の仕事ではないのか。本来の行政がやるべきことをやらないで、NPOとかコーディネーターの人にそれを丸投げしているように見えるので、行政が本来やるべきことをもっと正面からちゃんと取り組んでもらいたいという気持ちがあります。

○三上会計課長 済みません。それでは、時間が参りましたので、取りまとめの石堂先生から、票数の分布、主なコメントの御紹介、全体としての取りまとめのコメントの案について御提示をお願いいたします。

○石堂先生 非常に悩ましい報告になりますけれども、本件については事業全体の抜本的な改善が3名おられました。廃止が3名ということで、3対3になってしまっております。

各先生の意見、コメントシートに書いていただいたのからいきますと、やはり予算と執行の差が大きいということ、最後のほうでも御意見がありましたけれども、連携づくりが



何となく自己目的になっていないかというようなお話、また、制度設計を一度立ち戻って考え直したほうがいいのかという御意見もございます。また、国の想定と自治体のニーズが合っていないことは确实だという御指摘もございます。ゼロベースで見直すべきだということでありまして、議論の中にもたくさん出ましたけれども、ノウハウがないところに自主性ということで任せるのは現実的でないのではないかという御意見もございます。

一方では、子供の貧困に国が率先して取り組むという大前提はそのとおりだという原則的な立場については、やはりそのとおりだという御意見もあります。ただ、それについて、実際には今やっているやり方とは違って、もうちょっと絞り込んできちっとやる必要があるのではないか、連携体制についても肝心の担い手がいない地域はどうするのだということについてどう考えるか、問題だという御指摘もございます。

さらに、これも議論の中に出ましたけれども、成果目標が意味不明ではないか、また、調査自身は地方自治体に任せるのではなくて政府がやるべきではないかという御意見もございました。

廃止と抜本的な改善が3対3で拮抗して何とも困るのですけれども、ただ、中には、先ほど申し上げたように、制度設計を立ち戻って考え直すべきだという意見で、これは廃止ではなくて実は抜本的な改善に整理されていたり、また、問題解決できる制度に変えるべきだという御意見で、こちらのほうが廃止になっていたりとすることで、文言と最後の選択が必ずしもストレートにパラレルになっていない部分もございます。

私としては、取りまとめの文章の中で最終的には抜本的な見直しのほうをとりたいと思っております。会計課長は3対3のルールはありましたか。

○三上会計課長 3対3の場合は御議論いただくということなのですが、改めまして、廃止と抜本的な改善の違いを申し上げますけれども、廃止の場合は、目的に重大な問題があるとか、自治体、民間に委ねるべきである、効果が見込めない事業内容、実施方法になっているというようなもの、それから、抜本的な改善の場合には、内容が事業目的の達成手段として有効でない、資金が効率的に使われていない、効果が薄いといったようなことから、十分に効果的、効率的な事業になっていないというようなものが抜本的な改善ということでございますので、これに照らしてどちらに当たるか、御議論いただくということだと思います。

○石堂先生 取りまとめ案を先にしたほうがいいですか。

○三上会計課長 取りまとめのコメントと、3対3にスプリットされた状況を御議論いただければ。

○石堂先生 私の私見も当然入りますけれども、取りまとめ案としては、御議論の中にも何度も出てまいりましたけれども、「国が、子供の貧困が全国的な課題であるということから施策を全国一律に進めようとしたことには大いに疑問がある。都市部と地方とか、各地方公共団体の姿勢、その体制等を勘案し国が優先順位をつけて当たる必要があるのでは

ないか。子供貧困対策という重要課題の目標に向けて抜本的な事業全体の見直しを図るべきではないか」というコメントにしたいと思っておりますが、御議論いただきたいと思えます。

○三上会計課長 赤井先生。

○赤井先生 例えば、1番目は抜本的な改善となっているのですけれども、かなり幅があって、抜本的な改善という結論にされるということではいいと思えますが、やはり廃止にかなり近い。

その違いは、例えばレビューシートに目的というのがあります。目的はいいけれども、事業概要がだめだというような場合は、抜本的改善でいいと思うのですが、目的の最後のほうの「貧困対策を推し進める」という目的はもちろんよくて法律にも決まっているし、国もこれだけ予算をつけてやれと言っている割には「各地方自治体において」というところの1行目の部分の文章の目的というところは、目的が正しくて事業概要が問題というよりか、目的自体ももう少し変えながら、法律とか予算に見合った効果が出るぐらいの制度設計に変えたほうがいいのではないかという意味で、目的も少し変わるという意味では廃止に近いかなと思えます。目的の一部が残っているという意味では抜本的改革、ただ、かなり大きく変えて目的も少し変えながらやっていくべきではないかと思えます。

○三上会計課長 亀井先生、お願いします。

○亀井先生 先ほど廃止の中で3番目におっしゃったところをもう一回繰り返していただきたいのですが。

○三上会計課長 コメントシートの中には、廃止は、1つ目は事業目的に重大な問題がある、2つ目は地方自治体や民間等に委ねるべき、3つ目は、効果が見込めない事業内容や実施方法になっているなどの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合と書いてあります。

○亀井先生 まさに、今の話でいけば3つ目のところなのだと思うのです。何度も私、繰り返してきていますとおり、国が責任を持って取り組まなければいけない話ですし、極めて優先順位の高い政策分野だと思います。ただ、この事業では効果が見込めないというところの前提に立って抜本的に見直しをしていただくということであれば、私は先ほどの石堂先生の取りまとめ案で結構ではないかと思えます。

○三上会計課長 ほかの先生方はいかがでしょうか。

○赤井先生 目的ももう少し、最後はいいですけれども、1行目のところも含めて、あるべき姿というのを変えながらということで、目的そのまま抜本的改善というのもあると思えますが、目的も変えていただいた抜本的改善をやっていただきたいと思えます。

○亀井先生 目的が、「連携して」がそもそもあるのですけれども、特に地方自治体において、行政の本来の機能を見直すことも含めてなのだと思います。これをやらないと、子供の貧困の問題は相変わらず首長によるとか地方自治体の熱意によるとかになってしまう

ので、これは行政の本来業務であるというところも含めて、内閣府がまさにリーダーシップをとっていただきたいと思います。当然これは地方分権で、住民自治だとか団体自治とかある中でなかなかしんどいのかもしれませんけれども、ここは私、参事官と意見は一致していると思っています。

今までの価値観を変えなければだめなのです。それなりのインパクトも出さなければいけないし、それなりのコミットもしなければいけないと思います。お金も出さなければいけないのだと思うのですけれども、ぜひそこは、そういうところを含めて、連携が一つの目的ではないというところも含めて見直しをしていただきたいと思います。

○三上会計課長 それでは、石堂先生、取りまとめをお願いします。

○石堂先生 なかなか難しいところではありますが、頭のほうは「全国一律」というあたりはよろしいかと思いますが、最後のほうで「子供貧困対策という目的を達成する手段も含め、事業全体の抜本的な見直しが必要であると考え」ということでよろしいでしょうか。

○亀井先生 結構かと思います。ありがとうございます。

○三上会計課長 ありがとうございます。

それでは、議題の2つ目「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」の御審議を以上とさせていただきます。

引き続きまして、インターネット中継などもございますので、予定どおり50分から次の3こま目「防災基本政策の企画立案等に必要な経費」について御審議いただきます。休み時間が短くなって恐縮でございます。よろしくお願いたします。

(休憩)